

【小学校単独調理校在校生】

【小学校単独調理校在校生】

立教給第 1631 号

令和 4 年 11 月 21 日

立川市教育委員会事務局教育部

教育部長 齋藤 真志

令和 5 年度からの小学校給食について（通知）

日頃より本市の安全・安心な学校給食運営にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。
市では、現在、小学校 8 校（第一小学校から第八小学校）と中学校全 9 校を配送対象校とする新しい学校給食共同調理場の整備を進めております。

これに伴い、第一小学校から第八小学校における令和 5 年度の学校給食は、1 学期までは現行の単独調理方式（学校内の調理室で給食を調理）、2 学期からは共同調理場方式（学校給食共同調理場で調理した給食を学校に配送）による提供となります。

また、この給食提供体制の変更を受け、1 学期と 2 学期以降では、給食費の金額及び取り扱いが変更となります。

つきましては、令和 5 年度からの学校給食の概要や様々な変更点に関する案内通知を送付いたします。

保護者の皆様におかれましては、必ず内容をご確認いただきまして、引き続き、本市の安全・安心な学校給食運営にご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 同封した各種案内

- ・【重要】今回の案内通知に基づく必要な手続きについて
- ・令和 5 年 2 学期からの給食（共同調理場方式）のご案内
- ・「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」の改正について
- ・「令和 5 年 2 学期からはじまる新共同調理場で作るあったかい給食」

2 問い合わせ先

立川市教育委員会事務局教育部学校給食課

住 所：〒190-0015 立川市泉町 1156 番地の 14（立川市学校給食共同調理場）

電 話：042-529-3511（直通）

メール：gakkoukyuushoku@city.tachikawa.lg.jp

本通知は、発送時点で市に登録されている情報に基づき、令和 5 年度に市立小・中学校の学校給食を喫食する可能性のある児童・生徒の保護者の皆様に送付しています。市外への転出や市立小・中学校以外に在籍または進学することが決定されている場合には、直接の関係のない内容となります。あらかじめご承知おきください。